

## 令和2年9月清須市議会定例会会議録

令和2年9月3日、令和2年9月清須市議会定例会は清須市役所議事堂に招集された。

### 1. 開会時間

午前 9時30分

### 2. 出席議員

1番	松岡繁知	2番	山内徳彦
3番	富田雄二	4番	下堂菌稔
5番	浅野富典	6番	松川秀康
7番	大塚祥之	8番	小崎進一
9番	飛永勝次	10番	野々部享
11番	岡山克彦	12番	林真子
13番	加藤光則	14番	高橋哲生
15番	八木勝之	16番	伊藤嘉起
17番	岸本洋美	18番	久野茂
19番	白井章	20番	浅井泰三
21番	成田義之	22番	天野武藏

計 22名

### 3. 欠席議員

なし

4. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者は次のとおりである。

市	長	永田純夫
副市	長	葛谷賢二
教	育	長 齊藤孝法
企	画	部 長 宮崎稔
総	務	部 長 平子幸夫

市民環境部長  
健康福祉部長  
建設部長  
会計管理者  
教育部長  
監査委員事務局長  
企画部次長兼企画政策課長  
総務部次長兼防災行政課長  
総務部次長兼財政課長  
市民環境部次長兼産業課長  
健康福祉部次長兼子育て支援課長  
総務部参事  
建設部参事  
建設部参事  
人事秘書課長  
税務課長  
収納課長  
市民課長  
保険年金課長  
生活環境課長  
西枇杷島市民サービスセンター所長  
清洲市民サービスセンター所長  
春日市民サービスセンター所長  
社会福祉課長  
高齢福祉課長  
健康推進課長  
土木課長  
都市計画課長  
上下水道課長

栗本和宜  
河口直彦  
永渕貴徳  
吉田敬  
加藤秀樹  
三輪晃司  
後藤邦夫  
丹羽久登  
岩田喜一  
石田隆  
加藤久喜  
山下雅也  
大橋秀一  
兼松俊彦  
舟橋監司  
渡辺由利子  
三輪好邦  
伊藤嘉規  
篠田敬幸  
島津行康  
北神聖久  
葛山悟  
日比野鋭治  
鹿島康浩  
古川伊都子  
寺社下葉子  
飯田英晴  
長谷川久高  
菅野淳

新清洲駅周辺まちづくり課長	前	田	敬	春
会計課長	榎	本	雄	介
学校教育課長	石	黒	直	人
生涯学習課長	辻		清	岳
スポーツ課長	浅	野	英	樹
学校給食センター管理事務所長	吉	田		剛

5. 本会議に職務のために出席した者の職、氏名

議会事務局長	浅	田	克	幸
議事調査課長	高	山		敬
議事調査課係長	鈴	木	栄	治

6. 会議事件は次のとおりである。

- |        |           |   |
|--------|-----------|---|
| 日程第 1  | 認定第 1 号   | 令和元年度清須市一般会計決算認定について                          |
| 日程第 2  | 認定第 2 号   | 令和元年度清須市国民健康保険特別会計決算認定について                    |
| 日程第 3  | 認定第 3 号   | 令和元年度清須市介護保険特別会計決算認定について                      |
| 日程第 4  | 認定第 4 号   | 令和元年度清須市後期高齢者医療特別会計決算認定について                   |
| 日程第 5  | 認定第 5 号   | 令和元年度清須市水道事業決算認定について                          |
| 日程第 6  | 認定第 6 号   | 令和元年度清須市下水道事業決算認定について                         |
| 日程第 7  | 議案第 5 2 号 | 清須市部制条例の一部を改正する条例案                            |
| 日程第 8  | 議案第 5 3 号 | 清須市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案                 |
| 日程第 9  | 議案第 5 4 号 | 清須市税条例等の一部を改正する条例案                            |
| 日程第 10 | 議案第 5 5 号 | 清洲城の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案                   |
| 日程第 11 | 議案第 5 6 号 | 清須市清洲勤労福祉会館設置条例及び清須市西枇杷島勤労福祉会館設置条例の一部を改正する条例案 |
| 日程第 12 | 議案第 5 7 号 | 工事請負契約（春日公民館空調改修工事（第 2 期））の締結について             |
| 日程第 13 | 議案第 5 8 号 | 動産の取得について                                     |

- 日程第14 議案第59号 令和2年度清須市一般会計補正予算（第7号）案
- 日程第15 議案第60号 令和2年度清須市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案
- 日程第16 議案第61号 令和2年度清須市介護保険特別会計補正予算（第2号）案
- 日程第17 議案第62号 令和2年度清須市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案
- 日程第18 発議第 4号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書（案）
- 日程第19 発議第 5号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）
- （ 傍聴者 なし ）

( 時に午前 9時30分 開会 )

議長 (成田 義之君)

皆さん、おはようございます。

令和2年9月清須市議会定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員は、22名でございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

本日上程しております各議案については、8月27日の本会議において内容の説明を受けておりますので、一括議題とし、質疑を行い、質疑終了後、各所管の常任委員会に審査を付託いたします。

なお、議案質疑の回数及び時間については、申合せ事項により、一般質問と同様となっております。

日程第1、認定第1号から日程第19、発議第5号までを一括議題といたします。

去る8月31日までに1名の方より議案に対する質疑の通告書が提出されておりますので、通告に従い発言を許可いたします。

なお、質疑及び当局の答弁は一般質問と同様の方法でお願いいたします。

それでは、加藤議員の質疑を受けます。

加藤議員。

< 13番議員 (加藤 光則君) 登壇 >

13番議員 (加藤 光則君)

おはようございます。

議席番号13番、加藤光則です。議案質疑をさせていただきます。

議案第52号 清須市部制条例の一部を改正する条例案について質問をさせていただきたいと思っております。

今回の条例改正は、行政執行体制を強化し、多様化する行政課題に迅速に対応するため、組織機構改革を行い、危機管理、財産管理、企業誘致の組織担当組織を新設し、それに伴う係の再編や事務分掌の移管を行うとしています。条例改正にあたっては、法規審査会により、適切かつ円滑な運営を図るための審査が行われることとなっております。

そこで、以下の内容について伺います。

①内部組織の分掌事務は清須市事務分掌規則第3条に規定され表記されていますが、改めて設置される係の担当する仕事、事務分掌について内容を伺います。

②危機管理部・課・係が設置されるにあたり、住民の災害対応を迅速にできる組織体制の在り方についてどのように検討されたのか伺います。

③災害対策本部体制については、見直しを図られるのか伺います。

以上であります。よろしくご答弁をお願いいたします。

議長（成田 義之君）

初めに、①の質問について、舟橋人事秘書課長、答弁。

人事秘書課長（舟橋 監司君）

人事秘書課、舟橋でございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、①の質問についてお答えいたします。

今回の組織機構改革は、行政執行体制を強化し、多様化する行政課題に迅速に対応するため、危機管理、財産管理、企業誘致の担当組織を新設し、それに伴う係の再編や事務分掌の移管を行うものでございます。

組織機構改革により設置される係の事務分掌の主な内容としましては、危機管理課危機管理係は、自然災害等の防災対策、新型インフルエンザ等の感染症対策、国民保護対策、また、それらの計画に関することなどを実施するとともに、危機管理に関する組織の指揮・総合調整を行います。

財産管理課財産管理係は、公共施設等総合管理計画の着実な進捗を図りながら、建設部所管及び学校施設を除く公共施設の建設工事を集約し、実施をいたします。

また、企業誘致課企業誘致係は、企業誘致を円滑に行う相談窓口としての役割を担います。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

今回、機構改革が行われるということで、事前に全協なんかでも資料を頂いたわけですが、より具体的なことについてお聞きしたいと思います。

今、係の担当する仕事についてお聞きしました。今日改めて皆さんのお手元に資料を配付させ

ていただきました。その中身も見ながら、事務分掌の規則の第3条のところでありますけれども、質問させていただきたいと思います。

初めに、今いろいろ言われたもんですから、まず、財政課に、今回、法規係が設置されるということですが、今、言われた中身からすると、なぜ財政課かというところが答弁の中にも含まれていたわけですが、市の法規としては条例・規則がありますが、この法規担当の業務というのは、条例・規則及び規定とか要綱、ここの審査を行うということでしょうか。

議長（成田 義之君）

舟橋人事秘書課長。

人事秘書課長（舟橋 監司君）

おっしゃるとおりでございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

そうするとですね、近年いろいろあるわけですが、不服の申立てや訴訟とか情報公開とか個人情報、いろいろ法務全般にわたってはないという理解でよろしいでしょうか。

議長（成田 義之君）

舟橋人事秘書課長。

人事秘書課長（舟橋 監司君）

そのとおりでございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

分かりました。

そうすると、これまでどおり、そういった問題については、現課というか、案件を担当している課がこれまでどおりやっていくという理解でよろしいということですね。確認だけしておきます。

議長（成田 義之君）

舟橋課長。

人事秘書課長（舟橋 監司君）

そのとおりでございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

分かりました。

法規係が今回設置されることによって、本市が決して法令を額面どおり受け止めるのではなくて、憲法を踏まえて、そこに自己決定権の余地を見出して、地域特性に適合した法令適合ができるような自治力が自治体行政の現場に広く浸透していくことを私は期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、危機管理についてお聞きしたいわけであります。

今回提案された資料ではですね、どういったことをやられる部署なのかなかなか分からないわけであります。ですので、内部組織の分掌事務をお聞きしたわけであります。

今回、危機管理能力を向上させるための組織改革が行われるのだということではありますが、この危機に対する言葉のイメージが様々あるわけですし、事務分掌では防災とされているわけであります。危機管理は行政の場合、不測の事態の発生に備えてあらかじめ組織を整備し、人事の配置を考え、それらに合わせて権限の配分などを決めておくのが危機管理の基本、こういうことが一般的に定義されているわけですが、改めて本市の定義を伺います。

議長（成田 義之君）

舟橋人事秘書課長。

人事秘書課長（舟橋 監司君）

本市を含む地方自治体の危機管理につきましては、主なものといたしまして、地震・大雨等の自然災害、火災等の事故、インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染症、テロや武力攻撃などが挙げられますけれども、これらを含む広い意味での防災に関する事項としておりまして、細かくは市の事務分掌規則において定めるということとしております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

そうすると、大きなくくりの部分で最初に抑えておきたいのはですね、本市の危機管理の事業

の対象は大きく分けて今いろいろ言われたんですが、いろんな自治体を見ると2つだと思うわけです。1つは、市民等の生命・身体・または財産に直接重大な被害が生じ、または生じるおそれがある緊急の事態、これは防災の中にも含まれる大きなくくり、それからもう1つは、市政運営に支障が生じ、または生じるおそれがある緊急の事態、ここの大きな2つのくくりの中でいろいろやっていくという対象として挙げられておるんですが、本市もそういう大きな枠のとらえ方でよろしいでしょうか。

議長（成田 義之君）

舟橋課長。

人事秘書課長（舟橋 監司君）

そのとおりでございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

分かりました。

それでは、もう少し具体的に聞きたいわけですが、災害対策の基本法第2条第2項には、防災とは、災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ及び被害の復帰を図ること、こう定義されているわけであります。事務分掌の中で掲げられている防災の関する事項についてはどのように考えればよいのか質問します。

議長（成田 義之君）

舟橋課長。

人事秘書課長（舟橋 監司君）

先ほど申し上げさせていただきましたけれども、基本的には、地震などの自然災害とか、事故、新型インフルエンザ・新型コロナウイルスなどの感染症、テロや武力攻撃ですね、そういったものに対応するものというもので考えておまして、事務分掌には、その他それに伴う計画とか、そういったものも含めて記載されてございます。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

非常に防災という中で先ほどから何度も言われておりますが、本当にとらえ方がなかなか人によって違う、イメージが違うわけであります。対象とする範囲をですね、防災に関する事項という大きなくくりからもう少し個別具体的に、例えば、今、何度も言われましたが、自然災害とか重大事故とか、それから市でいえば公共施設における事故、それから今でいえば情報のいろいろな通信に関する危機の問題、その他というように、範囲を示して、各部とか課が所管する個別具体的な危機を一元的に管理していくのが今度できる危機管理部だよというような体制のイメージができるようなことが私は必要だと思うわけですが、その辺についてはどういうふうに今後考えられておるのか質問します。

議長（成田 義之君）

宮崎企画部長。

企画部長（宮崎 稔君）

企画部長の宮崎です。

今回の組織の改革については、実際には危機管理については、今、課長が説明したとおり、まず、自然災害とか防災に関することを中心的に特化してやっていきたいと。

例えば、職員の不祥事とか情報の関係についてはですね、これはまた個々の各部署が持つて、例えば、職員の不祥事については人事秘書課のほうで管理をしながら対応していくということになっております。そういったものを今後は危機管理課のほうに一括するというのではなくて、各おのおのの部署でそれに合った内容で体制を取っていきたいと考えております。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

前半の法規の部分で法規係が設置されるということで、今、部長が答弁されたようなことも少しは理解できるわけですが、全体のイメージとしてどうだということ、まだイメージができないものですから、そこが今回、条例改正ということで上がっておるものから、いろいろお聞きしてですね、そのイメージと中身がどうなのかということとすり合わせていくということが私は非常に大事なことだと思って今回聞かせていただいておりますので、②の答えを頂きたいと思います。

議長（成田 義之君）

次に、②の質問について、舟橋人事秘書課長、答弁。

人事秘書課長（舟橋 監司君）

それでは、②の質問についてお答えいたします。

緊急時に災害対応体制を速やかに機能させるためには、それらを指揮する危機管理に特化した部署を置くことが望ましいと考え、危機管理部を設置し、ここを司令塔として市の組織全体で災害対策等に対応するというをより明確にいたしました。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

それで、今日お配りした、例えば、事務分掌の規則の第3条、ここで総務部だけを見てもですね、今、防災防犯係というのがあるわけですが、例えば、ここを見れば、どの場合が危機管理部・課・係になっていくわけですか。

議長（成田 義之君）

舟橋課長。

人事秘書課長（舟橋 監司君）

具体的にお話しさせていただきますと、災害対策本部に関することだとか、防災の啓発及び推進に関すること、防災訓練に関すること、防災行政無線に関することだとか消防の関係に関すること、あと、それぞれの地域防災計画だとか国民保護計画だとか計画に関すること、主なものはそういったものになってまいります。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

そうすると、今ざっと見ても、防災防犯係の交通安全より上はそっちのほうに移行するよという認識でよろしいでしょうか。

議長（成田 義之君）

舟橋課長。

人事秘書課長（舟橋 監司君）

そのとおりでございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

出来事が起こったらその都度考えるのが事後対応組織だと。柔軟で确实であるけれども、出来事に対処するまでに時間がかかる。これではいかんということで、通常はそれでいいわけですが、それを克服するために体制の強化を図る上に危機管理部というのが設置されるということになっておるわけですが、危機管理において組織として機能していく、このことが非常に重要になるわけですが、市全体における危機事案を整理して、それに対応する計画等の体系を、先ほどもいいましたがイメージをどのように進めていくかということが私、非常に大事なんですが、今回、条例に出されるにあたって規則というのはもう既にどういうふうになっておるのかということをお聞きします。

議長（成田 義之君）

人事課長。

人事秘書課長（舟橋 監司君）

今回の組織改編に関連する規則等は今ほぼ固まってまいりまして、数的には50程度のもとなっております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

表題だけじゃなくて中身が論議する上では大事でありますので、ぜひ、その辺もいろいろ情報として出せる部分については出していただきかけたわけですが、近年では自然災害、さらには異常気象、顕在化または新たに生じた危機によって、災害という言葉が防災に変わり、そしてさらには今回危機管理というふうに名称が非常に変わっていく中で、この間、言われたように、内容も多様化してきているわけでありまして。そして、住民に最も身近な地方自治体、この清須市が基本的な責任主体として想定される様々な不測の事態に対処していかなければならないような状況になっているわけでありまして。

そこでお聞きしたいわけですが、危機管理とは、全庁的または部や課の横断的な取組を行うような、こういう事案への対応が必要になってくるわけですが、全庁的な対応機能の確保についてはどのように考えられているのかお聞きします。

議長（成田 義之君）

舟橋課長。

人事秘書課長（舟橋 監司君）

先ほどの答弁でもございましたけれども、危機管理における本市の役割といたしましては、緊急時の災害対応体制を速やかに機能させることであり、それらを指揮する危機管理に特化した部署という位置づけで、今回、危機管理部が設置されると認識をしております。

ただし、あくまでも危機管理部の役割というものは組織の指揮や総合調整を行うものでございまして、例えば、自然災害などは全庁的に対応しなければなりませんし、インフルエンザなどの感染症につきましては、福祉部と連携して対応しなければならないと考えておりまして、これまで以上に組織全体で連携をいたしまして、危機に備えるということを意識する必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

まさにそのとおりでございますけれども、その中で1つは、全体的な指揮と、それから総合調整、この2つを言われたわけでありまして。各部への指揮命令ですけれども、企画管理部が同じような部だということで、各部と比べれば横並びなんですよね。そういうときに指揮命令や調整というのはですね、うまくいくのか難しい部分も出てくるんじゃないかなという心配もあるわけですが、その辺についてはどういうふうに考えられているのか質問します。

議長（成田 義之君）

宮崎企画部長。

企画部長（宮崎 稔君）

企画部長の宮崎です。

現在でも特に企画部はですね、いろんな事務の関係については、先ほど課長が説明したように、総合的な調整をしながらいろんな計画をつくっていくと。

今回は危機管理部については、そういった自然災害とか感染症に対して総合的に調整をとりながら、中心になって計画をつくったりとか、訓練・確認を実際行っていくということで考えております。

今、加藤議員が言われたような横並びという形になりますけど、よく言われるように、職員同士が縦割りじゃなくて、今後はある程度きちんと相談ができながら、1個1個対処しながら市民の方の安全・安心を努めていくというのが大事だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

本当にそのとおりの部分もあるわけですが、もう少し別の聞き方をします。

組織内の、ある意味、階級が権限にも影響してくるわけであります。全庁的な総合調整を容易にできるように検証もしていただきながら、ぜひ対応もしていただきたいわけでありますが、危機管理体制を実効性の高いものにしていくために、既に始めていらっしゃる様々な自治体があるわけであります。この危機管理の枠組みを示す全体の基本マニュアルを作成して、各部や課の緊急体制の整備を進めていくとともに、所管ごとの各部・課の個別具体的な対応手順を取りまとめた個別マニュアルを作って危機管理の担当、本市でいうと危機管理部の指揮の下、的確に対応が図られるように準備されてきたと先行した自治体を見るとあるわけですが、本市についてはそういったマニュアルづくりも含めた体制づくりというのはどういうふうに行われているのかお聞きします。

議長（成田 義之君）

宮崎企画部長。

企画部長（宮崎 稔君）

企画部長の宮崎です。

現在もこういった災害に対してはきちんとしたマニュアルは作成しております。また、地域防災計画の中にも、各部署がどういった役割でどういったことを災害時には行っていくかという形になっております。そういったものがきちんと取りまとめられたものがありますので、今後、環境も危機管理部のほうでしっかり対応ができるような形で見直していったり、訓練をしていきたいと考えております。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

本市の場合は既にそういったマニュアルも含めて各所管ごとに個別のマニュアルがあるから、総合調整もスムーズにいくと、今、ご答弁いただいたと思いますので、そのような認識でよろしいですね。

議長（成田 義之君）

宮崎企画部長。

企画部長（宮崎 稔君）

マニュアルはございますので、そういった形で今、対応しておる状況でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

3番目をお願いします。

議長（成田 義之君）

次に、③の質問に対し、舟橋人事秘書課長、答弁。

人事秘書課長（舟橋 監司君）

③の質問についてお答えをいたします。

災害対策本部体制については、現在の体制をベースにしながら、必要に応じて機能強化を図っていくものと考えております。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

必要に応じてということであります。災害発生時には本部長を補佐するのが危機管理部になっていくんじゃないかなと思うわけですが、まず、そういう理解でよろしいでしょうか。

議長（成田 義之君）

舟橋課長。

人事秘書課長（舟橋 監司君）

そのとおりでございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

1 3 番議員（加藤 光則君）

意思決定を迅速かつ的確に行うのが危機管理部の役割になってくると思いますが、そうするとですね、その対策本部の事務局も危機管理部が担っていくという理解になってもよろしいのでしょうか。

議 長（成田 義之君）

舟橋課長。

人事秘書課長（舟橋 監司君）

そのような形になると思います。

議 長（成田 義之君）

加藤議員。

1 3 番議員（加藤 光則君）

そうすると、併せて規定の部分もあったわけですけども、災害対策本部要綱なんかもガラッと見直しがされるという、今、準備はされておるという理解でよろしいですか。

議 長（成田 義之君）

舟橋課長。

人事秘書課長（舟橋 監司君）

必要な部分を改正していくという形になるかと思います。

議 長（成田 義之君）

加藤議員。

1 3 番議員（加藤 光則君）

必要な部分をとということで、どういった部分が必要なのかというところの、その辺も教えていただきたいわけですけども、今、言ったようなところが大まかな必要な部分という理解でよろしいでしょうか。大まかにもっと大事な部分も変わるんだよというところがあれば事前に教えていただきたいと思います。

議 長（成田 義之君）

舟橋課長。

人事秘書課長（舟橋 監司君）

例えばの話ですけども、本部要綱の第3条第2項などには、「総務部長は、災害対策本部の事務を掌理し、統括指揮を行う」とあるんですけども、そこが今後、危機管理部が引き継いでいく

ということになろうと思いますので、そういったところを改正するだとか、そういった形になってくると思います。

以上でございます。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

分かりました。そういったところだという認識でおきます。

過去に出された清須市災害対策本部の体制の見直しについての中で、組織の現状と課題で、「災害本部からの命令系統が複雑で統一化されていない」、さらには、「応急対策業務が複数の部にまたがっている。災害対策本部の事務分掌が業務ごとの分類になっており、部に対する責任の所在がはっきりしていない」、こういった指摘が体制の見直しの中で指摘されているわけですが、こういったことについては、今回の危機管理部が設置されることによって改善されていくのかということを伺います。

議長（成田 義之君）

宮崎企画部長。

企画部長（宮崎 稔君）

企画部長の宮崎です。

先ほど説明しましたように、既に地域防災計画の中に各部・課の役割というのが決まっております。ただ、それを今後は責任を持って内容をしっかりやっていただいて対応をしていくということで、今回はそういった大まかなことについては、また部署の変更とか改革があればそれに合わせた編制を考えていきたいと考えております。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

必要に応じて今後変えていくとか、また今後何かあったら考えていきたいということを先ほど答弁の中でいろいろ出てきておりますけれども、部体制の見直しの中で、部に対する責任の所在がはっきりしていないというようなことが書かれておりましたので、そういうことがあっては災害のとき大変なことになるわけですので、まさに危機管理としてそういったことを改善、克服して、そういった部分をどうしていくのかということも今回の機構改革の中で改善されていくと

いうことで理解しておいてよろしいのか、再度質問しておきます。

議 長（成田 義之君）

宮崎企画部長。

企画部長（宮崎 稔君）

先ほどもご答弁させていただいたように、まずはきちんとした今、地域防災計画がございますので、それに沿って見直しもしながら、加藤議員が言われるように、適正に対応ができるような形で、先ほど言った危機管理部のほうからいろいろ指示をしていただきながら強化していきたいと考えております。

議 長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

今、部長からいろいろ答弁されたわけですが、市長にお聞きしたいわけであります。

今回の機構改革で危機に対する対応力を強化していこうとしているわけですが、危機管理に関する基本的な考え方を整理して、役所内への浸透を図られて、所管部などがどのような行動をすべきか、こういったことを理解して行動し、組織として機能していく、このことが最も重要になるわけだと思っております。

組織の機構改革にあたり、今回、条例を出されたことで、改めて市長のご所見を伺いたいと思っております。

議 長（成田 義之君）

永田市長。

市 長（永田 純夫君）

危機管理部門の創設につきましては、これまで議会からもご要請がございましたところでございまして、私どもとしてもその必要性を感じておったところで、今回こういう形で危機管理部門を創設いたしました。

部にするのか課にするのかということもいろいろ考えたわけでございますけれども、議員が資料を作っていただきましたが、総務部長というのは危機管理部門のほかには財政やら税務やら、いろんな担当を持つものですから、危機管理に関して、要は、その他の事務について心配りをせずに危機管理に特化して対応ができる、そんな体制をつくりたかったということと、部にしたのは、いろんな横のつながりで命令をするのにも課長では部長には命令できんもんですら、部長で

あれば同じ部長として協力依頼や指示ができるということで、単独の部長にしたところでございます。

あまり難しく考えるとややこしくなるんですけども、要は、危機管理について、よそごとに気をとられずに、そのことに集中してできるように、そんな体制をつくりたかったということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（成田 義之君）

加藤議員。

13番議員（加藤 光則君）

分かりました。

最後に、危機管理、災害対応というのは、ある意味、自治体行政としての総合力が求められるわけでありまして。これらを兼ね備える意味からも、担当というのは広い範囲の知識と特定分野の専門知識双方の能力が私は求められると思います。組織の機能向上と強化をより進めていくことを私はぜひお願いしたいわけですが、この対応にあたってきた、最後に部長のご意見もお聞きして、私の質問を終わりたいと思います。

議長（成田 義之君）

宮崎部長。

企画部長（宮崎 稔君）

先ほど市長が答弁されたように、ほかのことを考えずに、特化して災害対応だけやっていたら、市民の安全と生命・財産を守っていただきたいと考えております。そういった意味で、先ほど一番初めにお話ししたように、時代の流れの中で行政が対応していくにあたっては、こういった機構改革も考えながら一丸となって頑張っていきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

議長（成田 義之君）

以上で、加藤議員の質疑を終わります。

これで、議案質疑を終了いたします。

日程第1、認定第1号は、各常任委員会に審査を付託いたします。

日程第2、認定第2号、日程第3、認定第3号及び日程第4、認定第4号は、福祉委員会に審査を付託いたします。

日程第5、認定第5号及び日程第6、認定第6号は、建設文教委員会に審査を付託いたします。

日程第 7、議案第 5 2 号、日程第 8、議案第 5 3 号及び日程第 9、議案第 5 4 号は、総務委員会に審査を付託いたします。

日程第 1 0、議案第 5 5 号 は、福祉委員会に審査を付託いたします。

日程第 1 1、議案第 5 6 号、日程第 1 2、議案第 5 7 号及び日程第 1 3、議案第 5 8 号は、建設文教委員会に審査を付託いたします。

日程第 1 4、議案第 5 9 号は、各常任委員会に審査を付託いたします。

日程第 1 5、議案第 6 0 号、日程第 1 6、議案第 6 1 号及び日程第 1 7、議案第 6 2 号は、福祉委員会に審査を付託いたします。

日程第 1 8、発議第 4 号 は、建設文教委員会に審査を付託いたします。

日程第 1 9、発議第 5 号は、総務委員会に審査を付託いたします。

以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもちまして本日は散会といたします。

早朝よりご苦勞様でございました。ありがとうございました。

( 時に午前 1 0 時 0 1 分 散会 )